

入札説明書

一般社団法人佐久市振興公社では、令和5年2月及び令和5年4月から下記の管理運営施設へ自動販売機設置を希望される方を募集します。

1 設置施設

佐久平駅前第1立体駐車場 佐久市佐久平駅東21-1
佐久市振興公社ビル 佐久市取出町183

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 個人にあつては、佐久市内に住所を有することとします。また、法人にあつては、佐久市内もしくは長野県内に本社又は営業所等を有する法人で、且つ佐久市内に清涼飲料もしくはアイスクリームの自動販売機の設置実績があること。
- (2) 別紙仕様書に沿った自動販売機の設置が可能であることとします。
- (3) 入札執行後、契約開始日（「立体駐車場 令和5年2月27日」及び「振興公社ビル 令和5年4月1日」）に販売を開始できることとします。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しないこととします。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属していないこととします。
- (6) 振興公社に対する支払金に滞納がないこと。

3 選定方法

落札者は、売上高に対する設置業者から施設管理者へ支払う手数料率（以下、「手数料率」という。）により、振興公社指定の手数料率以上の最も高い率をもって決定します。

4 振興公社指定の手数料率

販売品目	手数料率 (税抜)
アイスクリーム	20%以上
清涼飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	25%以上

5 設置条件

別添「仕様書」によるものとします。

6 入札参加申込み

(1) 受付期間

令和5年1月20日（金）から令和5年1月30日（月）まで

受付時間帯：午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

※郵送で申し込む場合

郵送による入札参加申込みの場合は、令和5年1月30日（月）必着とし、封筒の表に「入札参加申込書在中」と朱書きしてお送りください。

(2) 事前提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）

※法人の場合は（様式第1（その2））も必要

イ 委任状（様式第2）

※代理人により入札する場合のみ

ウ 誓約書（様式第3）

※代理人により入札する場合は本人の誓約書

エ 入札参加希望台数一覧（様式第4）

オ 証明書類（発行日から1か月以内のもの）

法人の場合：法人登記簿謄本（現在事項証明書）

個人の場合：住民票

カ 市町村税の未納がないことの証明書

市町村が発行する納税証明書

※法人の場合：「法人住民税」及び「軽自動車税」の未納の税額がないこと

※個人の場合：「個人住民税」、「固定資産税」、「国民健康保険税」及び「軽自動車税」の未納の税額のないこと

※入札に関する関連様式は、佐久市振興公社ホームページまたは、佐久市振興公社総務課にて取得できます。

ホームページアドレス：<http://www.shinkou-saku.or.jp/>

(3) 申込書提出先

〒385-0043 佐久市取出町183番地

一般社団法人佐久市振興公社 総務課あて

7 入札執行の場所及び日時

(1) 場 所

佐久市取出町183番地 佐久市振興公社ビル 2階 共同会議室

(2) 日 時

令和5年2月6日(月)

※入札の時間・持ち物は、追ってお知らせします。

8 入札

(1) 同一物件について、一人で二人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

(2) 入札は、入札書(様式第5)を封筒に入れ封印し、「令和5年2月6日開札 佐久市振興公社への自動販売機設置の入札書在中」及び入札者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者)を封筒に表記しなければなりません。

(3) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 一般競争入札参加申込書(入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること)及び誓約書を提出していない者の入札

イ 入札書の手数料(及びメーカー名)を訂正したもの

ウ 郵送による入札

エ 虚偽の事実を記載した者の入札

オ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

9 開札

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない振興公社の職員を立ち会わせて開札を行います。

(2) 落札者は、振興公社指定の手数料率以上の最高の率をもって決定します。

ただし、落札者となる同じ手数料率の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、代わって入札の関係ない振興公社の職員にくじを引かせます。

(3) 開札の結果、振興公社指定の手数料率に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札(原則として2回を限度とする)を行います。

1 0 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

1 1 契約の締結

- (1) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (2) 契約は申込者名義で行います。

1 2 その他

- (1) 落札者は、速やかに施設管理者と商品構成、設置日等の打ち合わせをおこない、契約開始日に販売を開始してください。
- (2) 現在の設置状況に関しては、対象施設にて確認してください。
- (3) 手数料には消費税相当額が別途加算されます。
- (4) 立体駐車場については建設工事中のため、敷地内への立ち入りはできませんが、歩道から、おおよその設置場所の確認を行えます。

1 3 各書類提出先・問い合わせ先

〒385-0043 長野県佐久市取出町183番地
一般社団法人佐久市振興公社 総務課 担当：碓氷、古越
TEL：0267-62-0214 / FAX：0267-62-6542
ホームページアドレス：<http://www.shinkou-saku.or.jp/>

※野沢会館の建て替えに伴い、佐久市振興公社の事務局が、旧野沢会館の西側へ新たに建設いたしました、佐久市振興公社ビルへ移転しております。住所・電話番号に変更はございません。